



山形県公報

平成29年10月20日（金）
第2888号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

○県議会定例会の閉会……………（財 政 課） ……1061

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数…………… 同

### 公 告

○大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・県産品振興課） ……1062

## 告 示

### 山形県告示第727号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成29年9月21日招集した山形県議会定例会は、同年10月11日閉会した。

平成29年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

### 山形県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,839人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,742人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 69,644人 | 村山市           | 7,145人  | 西村山郡 | 11,568人 |
| 米沢市         | 23,117人 | 長井市           | 7,740人  | 最上郡  | 11,704人 |
| 鶴岡市         | 36,538人 | 天童市           | 17,281人 | 東置賜郡 | 11,163人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,077人 | 東根市           | 13,138人 | 西置賜郡 | 8,382人  |
| 新庄市         | 10,198人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 6,932人  | 東田川郡 | 8,309人  |
| 寒河江市        | 11,572人 | 南陽市           | 9,028人  |      |         |
| 上山市         | 9,034人  | 東村山郡          | 7,416人  |      |         |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに南陽市役所において平成30年2月20日まで縦覧に供する。

平成29年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）うめや南陽東店  
南陽市赤湯川尻2928番2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社うめや 長井市今泉552番地  
代表取締役 渡部 俊二
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年5月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,537.187平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 68台
  - (2) 駐輪場の収容台数 65台
  - (3) 荷さばき施設の面積 46.475平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 31.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ロ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日  
平成29年9月29日
- 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年2月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成29年10月20日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年10月20日発行 発行人 山 形 県